

資料6-a 新消防本部の諸室等機能要件一覧 【修正版】(令和4年1月18日公表)

	室名	面積 (㎡)	用途	要求水準
執務スペース	① 消防長室	30 ㎡程度	消防長1名の執務室、会議及び来庁者対応用として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 両袖事務机、椅子、8人程度の会議が可能な会議机と椅子のセット、固定書架、更衣用ロッカーを設置する。 消防長室の出入り口は消防本部総務課に隣接すること。
	② 事務室	400 ㎡程度	消防本部職員の執務室及び来客者対応用として使用する。 常時職員 34名勤務(次長・課長級5名) 本部 総務課 13名(次長・課長級2名) 予防課 14名(次長・課長級2名) 消防救急課 7名(次長・課長級1名)	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部の総務課・予防課・消防救急課を配置する。 総務課・予防課・消防救急課に担当窓口を設ける。 消防長室に隣接する位置に給湯コーナーを確保する。 壁面固定収納棚等各課十分な収納量を確保する。 停電時も、照明、事務機器が稼働すること。なお、空調についても稼働することが好ましい。 災害時に指揮支援本部として使用することを想定して、レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとする。 執務室の効率的動線の確保。(棚の配置も含む) 通信指令課の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを設置する。 4人程度が参加できるWeb会議用スペース及び打ち合わせ用スペースを設ける。
	③ 消防団室	100 ㎡程度	消防団の執務室及び会議室として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 可動間仕切りにより、3部屋に仕切れるようにする。 会議室として30人程度が参加できる仕様とする。 消防団備品庫及び団旗収納スペースを設ける。
	④ 会議室	150 ㎡程度	各課の会議に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 放送設備、プロジェクター・プロジェクター用スクリーンを設置する。 可動間仕切りにより、2部屋に仕切れるようにする。
	⑤ 市民相談室	30 ㎡程度	打ち合わせ、職員の相談室として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 相談スペースを3ブース確保する。 事務室と近接した位置に設ける。 会話程度に関して遮音性を有する構造とする。
	⑥ 文書庫	85 ㎡程度	各種書類、ファイル等の保管場所として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 保存文書及び台帳保管用の可動式書架を設置し、両面書架の場合は、対面との間に仕切りがあるものを採用する。 事務室に近接した配置とする。 新地区市民センター、新大山田まちづくり拠点施設も使用するものとする。
	⑦ 倉庫	60 ㎡程度	本部の事務用品及びその他の物品の保管場所として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 用途に応じた固定収納棚を設置する。 消防長室、事務室、市民相談室、文書庫と同一フロアとする。
生活スペース	⑧ 食堂	60 ㎡程度	日常の簡易な調理及び食事、災害時の待機及び休憩、炊き出し用として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 40人分の収納ボックス(縦33cm×横33cm×奥行35cm)を設置する。 20人程度が座って食事を行うための椅子と机を設置する。 食器棚を置くスペースを確保する。 一般家庭用台所設備を配置する。 新地区市民センター、新大山田まちづくり拠点施設職員も使用するものとする。
	⑨ 更衣室	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> 日勤男性職員35名、日勤女性職員5名程度の使用を可能とすること。 個人収納スペースは個人貸与品(防火衣等)が収納できる十分なスペースを確保する。
	㊟ 職員用トイレ	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> 男性用トイレに35人分・女性用トイレに5人分の収納ボックス(縦28cm×横28cm×奥行32cm)を設置する。 職員トイレ内に洗面スペースを配置する。

	室名	面積 (㎡)	用途	要求水準
災害対応スペース	⑩ 警防本部室	100 ㎡程度	災害発生時、警防本部室として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部及び関係機関との連携の取れる通信設備を整備し、市災害対策本部のバックアップ機能を備える。 ・各種の機器配線スペース確保のためOAフロアとする。 ・パソコン、電話機の配線設備を確保する。 ・停電時も、照明、電気機器、空調が稼働すること。 ・動画録画システムの導入。 ・通信指令課の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを2箇所設置する。 ・壁又は壁面固定収納棚は、マグネットでの掲示やホワイトボードとしての利用が可能なものとする。 ・プロジェクターを設置する。
	⑪ 車両・災害用資機材庫	100 ㎡程度	各種資機材収納庫として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用資機材、救助用資機材、タイヤを保管するスペースを確保する。 ・車両装備、救助装備、予防装備、緊急消防援助隊装備をそれぞれ分けて収納するための固定棚を設置する。 ・棚等は重量物に耐える十分な強度を持ったものとする。 ・工具の固定収納棚を設置する。 ・ホース固定収納棚を設置する。 ・ホース修理等を行うための万力作業台を設ける。 ・室の高さによっては、天井への吊り下げ収納ができるようにする。 ・換気設備を設ける。 ・停電時も、照明が稼働すること。 ・資機材の搬入が容易に行えるようにすること。 ・資機材の搬入ができるよう、移動式クレーンを設置する。
その他のスペース	⑫ トイレ	提案による	—	・提案による。
	⑬ エントランスホール	提案による	来客者用の出入口として使用する。	・提案による。
	⑭ 廊下	提案による	—	・提案による。
	⑮ 階段	提案による	—	・提案による。
	⑯ エレベーター	提案による	—	・提案による。
	⑰ 電気室	提案による	—	・提案による。
	⑱ 機械室	提案による	通信指令システムに関する機械の保管場所として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時も空調が稼働すること。 ・OAフロアとする。
	⑲ 非常用発電設備	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> ・無給油で72時間稼働可能な非常用発電機を設置する。 ・消防本部の必要発電量、設置基数、太陽光発電やバッテリー併用等は提案による。
⑳ 無線鉄塔	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急デジタル無線 ・桑名市防災行政無線 	

・面積は、あくまで目安である。